児童福祉法等に基づく児童福祉施設等の
許認可等に関する審査基準及び標準処理期間

尼崎市行政手続条例（平成8年2月28日条例第1号）第5条及び第6条に基づく公示
（令和8年10月1日制定）

所管部局：尼崎市こども青少年局保育管理課
制定年月日：令和8年10月1日　施行年月日：令和8年10月1日

尼崎市行政手続条例（平成8年2月28日条例第1号）第5条は、市長等が申請により求められた許認可等をするかどうかを判断するために必要な審査基準を定めるべき旨を、同条例第6条は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定めるよう努めるべき旨を、それぞれ規定する。本書は、これらの規定に基づき、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令に基づく児童福祉施設等に係る許認可等について、審査基準及び標準処理期間を定め、公にするものである。

【1】　児童福祉施設（保育所）の設置認可

許認可等の名称	児童福祉施設（保育所）の設置認可
法令名・根拠条項	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 35 条第 4 項
審査基準	1　尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日条例第 55 号） 2　尼崎市保育所設置認可等に関する審査要領（平成 27 年 4 月 1 日施行） 3　尼崎市保育所設置認可等要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行） 4　尼崎市行政手続条例（平成 8 年 2 月 28 日条例第 1 号）第 5 条
標準処理期間	30 日（尼崎市行政手続条例第 6 条の規定に基づき設定する。）
備考	申請がその事務所に到達した日から起算し、補正等が完了し当該申請を受理した日をもって処理期間の起算日とする。補正に要する期間は標準処理期間に算入しない。
制定年月日	令和 8 年 10 月 1 日（新規制定）

【2】　児童福祉施設（保育所）の廃止の承認

許認可等の名称	児童福祉施設（保育所）の廃止の承認
法令名・根拠条項	法第 35 条第 12 項
審査基準	1　尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日条例第 55 号） 2　尼崎市保育所設置認可等に関する審査要領（平成 27 年 4 月 1 日施行） 3　尼崎市保育所設置認可等要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行） 4　尼崎市行政手続条例（平成 8 年 2 月 28 日条例第 1 号）第 5 条
標準処理期間	30 日（尼崎市行政手続条例第 6 条の規定に基づき設定する。）
備考	廃止の日の 3 月前までに申請するものとする。申請がその事務所に到達した日から起算し、補正等が完了し当該申請を受理した日をもって処理期間の起算日とする。補正に要する期間は標準処理期間に算入しない。
制定年月日	令和 8 年 10 月 1 日（新規制定）

【3】　児童福祉施設（保育所）の休止の承認

許認可等の名称	児童福祉施設（保育所）の休止の承認
法令名・根拠条項	法第 35 条第 12 項
審査基準	1　尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日条例第 55 号） 2　尼崎市保育所設置認可等に関する審査要領（平成 27 年 4 月 1 日施行） 3　尼崎市保育所設置認可等要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行） 4　尼崎市行政手続条例（平成 8 年 2 月 28 日条例第 1 号）第 5 条
標準処理期間	30 日（尼崎市行政手続条例第 6 条の規定に基づき設定する。）
備考	休止の日の 3 月前までに申請するものとする。申請がその事務所に到達した日から起算し、補正等が完了し当該申請を受理した日をもって処理期間の起算日とする。補正に要する期間は標準処理期間に算入しない。
制定年月日	令和 8 年 10 月 1 日（新規制定）

【4】　幼保連携型認定こども園の設置認可

許認可等の名称	幼保連携型認定こども園の設置認可
法令名・根拠条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「こ園法」という。）第 17 条第 1 項
審査基準	1　尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例（こ園法第 13 条第 1 項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準。平成 26 年 6 月 27 日条例第 28 号） 2　尼崎市認定こども園等設置認可等要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行） 3　尼崎市行政手続条例（平成 8 年 2 月 28 日条例第 1 号）第 5 条
標準処理期間	30 日（尼崎市行政手続条例第 6 条の規定に基づき設定する。）
備考	申請がその事務所に到達した日から起算し、補正等が完了し当該申請を受理した日をもって処理期間の起算日とする。補正に要する期間は標準処理期間に算入しない。
制定年月日	令和 8 年 10 月 1 日（新規制定）

【5】　幼保連携型認定こども園の廃止の承認

許認可等の名称	幼保連携型認定こども園の廃止の承認
法令名・根拠条項	こ園法第17条第1項
審査基準	1　尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例（こ園法第13条第1項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準。平成26年6月27日条例第28号） 2　尼崎市認定こども園等設置認可等要綱（平成27年4月1日施行） 3　尼崎市行政手続条例（平成8年2月28日条例第1号）第5条
標準処理期間	30日（尼崎市行政手続条例第6条の規定に基づき設定する。）
備考	廃止の日の3月前までに申請するものとする。申請がその事務所に到達した日から起算し、補正等が完了し当該申請を受理した日をもって処理期間の起算日とする。補正に要する期間は標準処理期間に算入しない。
制定年月日	令和8年10月1日（新規制定）

【6】　幼保連携型認定こども園の休止の承認

許認可等の名称	幼保連携型認定こども園の休止の承認
法令名・根拠条項	こ園法第17条第1項
審査基準	1　尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例（こ園法第13条第1項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準。平成26年6月27日条例第28号） 2　尼崎市認定こども園等設置認可等要綱（平成27年4月1日施行） 3　尼崎市行政手続条例（平成8年2月28日条例第1号）第5条
標準処理期間	30日（尼崎市行政手続条例第6条の規定に基づき設定する。）
備考	休止の日の3月前までに申請するものとする。申請がその事務所に到達した日から起算し、補正等が完了し当該申請を受理した日をもって処理期間の起算日とする。補正に要する期間は標準処理期間に算入しない。
制定年月日	令和8年10月1日（新規制定）

【7】　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定

許認可等の名称	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定
法令名・根拠条項	こ園法第3条第1項
審査基準	1　尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例（こ園法第3条第1項及び第3項の規定に基づく認定こども園の認定の要件。平成26年6月27日条例第28号） 2　尼崎市認定こども園等設置認可等要綱（平成27年4月1日施行） 3　尼崎市行政手続条例（平成8年2月28日条例第1号）第5条
標準処理期間	30日（尼崎市行政手続条例第6条の規定に基づき設定する。）
備考	申請がその事務所に到達した日から起算し、補正等が完了し当該申請を受理した日をもって処理期間の起算日とする。補正に要する期間は標準処理期間に算入しない。
制定年月日	令和8年10月1日（新規制定）

【8】　家庭的保育事業等の設置認可

許認可等の名称	家庭的保育事業等の設置認可
法令名・根拠条項	法第34条の15第2項
審査基準	1　尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第55号） 2　尼崎市家庭的保育事業等設置認可等に関する審査要領（平成27年4月1日施行） 3　尼崎市家庭的保育事業等設置認可等要綱（平成27年4月1日施行） 4　尼崎市行政手続条例（平成8年2月28日条例第1号）第5条
標準処理期間	30日（尼崎市行政手続条例第6条の規定に基づき設定する。）
備考	申請がその事務所に到達した日から起算し、補正等が完了し当該申請を受理した日をもって処理期間の起算日とする。補正に要する期間は標準処理期間に算入しない。
制定年月日	令和8年10月1日（新規制定）

【9】　家庭的保育事業等の廃止の承認

許認可等の名称	家庭的保育事業等の廃止の承認
法令名・根拠条項	法第 34 条の 15 第 7 項
審査基準	1　尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日条例第 55 号） 2　尼崎市家庭的保育事業等設置認可等に関する審査要領（平成 27 年 4 月 1 日施行） 3　尼崎市家庭的保育事業等設置認可等要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行） 4　尼崎市行政手続条例（平成 8 年 2 月 28 日条例第 1 号）第 5 条
標準処理期間	30 日（尼崎市行政手続条例第 6 条の規定に基づき設定する。）
備考	廃止の日の 3 月前までに申請するものとする。申請がその事務所に到達した日から起算し、補正等が完了し当該申請を受理した日をもって処理期間の起算日とする。補正に要する期間は標準処理期間に算入しない。
制定年月日	令和 8 年 10 月 1 日（新規制定）

【10】　家庭的保育事業等の休止の承認

許認可等の名称	家庭的保育事業等の休止の承認
法令名・根拠条項	法第 34 条の 15 第 7 項
審査基準	1　尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日条例第 55 号） 2　尼崎市家庭的保育事業等設置認可等に関する審査要領（平成 27 年 4 月 1 日施行） 3　尼崎市家庭的保育事業等設置認可等要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行） 4　尼崎市行政手続条例（平成 8 年 2 月 28 日条例第 1 号）第 5 条
標準処理期間	30 日（尼崎市行政手続条例第 6 条の規定に基づき設定する。）
備考	休止の日の 3 月前までに申請するものとする。申請がその事務所に到達した日から起算し、補正等が完了し当該申請を受理した日をもって処理期間の起算日とする。補正に要する期間は標準処理期間に算入しない。
制定年月日	令和 8 年 10 月 1 日（新規制定）

【11】　乳児等通園支援事業の設置認可

許認可等の名称	乳児等通園支援事業の設置認可
法令名・根拠条項	法第 34 条の 15 第 2 項（法第 6 条の 3 第 23 項に定義する乳児等通園支援事業に係るもの）
審査基準	1　尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日条例第 55 号） 2　尼崎市乳児等通園支援事業設置認可等に関する審査要領（令和 7 年 8 月 14 日施行） 3　尼崎市乳児等通園支援事業設置認可等要綱（令和 7 年 8 月 14 日施行） 4　尼崎市行政手続条例（平成 8 年 2 月 28 日条例第 1 号）第 5 条
標準処理期間	30 日（尼崎市行政手続条例第 6 条の規定に基づき設定する。）
備考	申請がその事務所に到達した日から起算し、補正等が完了し当該申請を受理した日をもって処理期間の起算日とする。補正に要する期間は標準処理期間に算入しない。
制定年月日	令和 8 年 10 月 1 日（新規制定）

【12】　乳児等通園支援事業の廃止の承認

許認可等の名称	乳児等通園支援事業の廃止の承認
法令名・根拠条項	法第 34 条の 15 第 7 項
審査基準	1　尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日条例第 55 号） 2　尼崎市乳児等通園支援事業設置認可等に関する審査要領（令和 7 年 8 月 14 日施行） 3　尼崎市乳児等通園支援事業設置認可等要綱（令和 7 年 8 月 14 日施行） 4　尼崎市行政手続条例（平成 8 年 2 月 28 日条例第 1 号）第 5 条
標準処理期間	30 日（尼崎市行政手続条例第 6 条の規定に基づき設定する。）
備考	廃止の日の 3 月前までに申請するものとする。申請がその事務所に到達した日から起算し、補正等が完了し当該申請を受理した日をもって処理期間の起算日とする。補正に要する期間は標準処理期間に算入しない。
制定年月日	令和 8 年 10 月 1 日（新規制定）

【13】　乳児等通園支援事業の休止の承認

許認可等の名称	乳児等通園支援事業の休止の承認
法令名・根拠条項	法第 34 条の 15 第 7 項
審査基準	1　尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日条例第 55 号） 2　尼崎市乳児等通園支援事業設置認可等に関する審査要領（令和 7 年 8 月 14 日施行） 3　尼崎市乳児等通園支援事業設置認可等要綱（令和 7 年 8 月 14 日施行） 4　尼崎市行政手続条例（平成 8 年 2 月 28 日条例第 1 号）第 5 条
標準処理期間	30 日（尼崎市行政手続条例第 6 条の規定に基づき設定する。）
備考	休止の日の 3 月前までに申請するものとする。申請がその事務所に到達した日から起算し、補正等が完了し当該申請を受理した日をもって処理期間の起算日とする。補正に要する期間は標準処理期間に算入しない。
制定年月日	令和 8 年 10 月 1 日（新規制定）

【14】　特定教育・保育施設の確認

許認可等の名称	特定教育・保育施設の確認
法令名・根拠条項	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 31 条第 1 項
審査基準	1　尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例（平成 26 年 10 月 7 日条例第 36 号） 2　尼崎市保育所設置認可等要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行） 3　尼崎市認定こども園等設置認可等要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行） 4　尼崎市行政手続条例（平成 8 年 2 月 28 日条例第 1 号）第 5 条
標準処理期間	30 日（尼崎市行政手続条例第 6 条の規定に基づき設定する。）
備考	申請がその事務所に到達した日から起算し、補正等が完了し当該申請を受理した日をもって処理期間の起算日とする。補正に要する期間は標準処理期間に算入しない。
制定年月日	令和 8 年 10 月 1 日（新規制定）

【15】　特定教育・保育施設の確認の変更

許認可等の名称	特定教育・保育施設の確認の変更
法令名・根拠条項	支援法第 32 条
審査基準	1　尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例（平成 26 年 10 月 7 日条例第 36 号） 2　尼崎市保育所設置認可等要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行） 3　尼崎市認定こども園等設置認可等要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行） 4　尼崎市行政手続条例（平成 8 年 2 月 28 日条例第 1 号）第 5 条
標準処理期間	30 日（尼崎市行政手続条例第 6 条の規定に基づき設定する。）
備考	申請がその事務所に到達した日から起算し、補正等が完了し当該申請を受理した日をもって処理期間の起算日とする。補正に要する期間は標準処理期間に算入しない。
制定年月日	令和 8 年 10 月 1 日（新規制定）

【16】　特定地域型保育事業者の確認

許認可等の名称	特定地域型保育事業者の確認
法令名・根拠条項	支援法第 43 条第 1 項
審査基準	1　尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例（平成 26 年 10 月 7 日条例第 36 号） 2　尼崎市家庭的保育事業等設置認可等要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行） 3　尼崎市行政手続条例（平成 8 年 2 月 28 日条例第 1 号）第 5 条
標準処理期間	30 日（尼崎市行政手続条例第 6 条の規定に基づき設定する。）
備考	申請がその事務所に到達した日から起算し、補正等が完了し当該申請を受理した日をもって処理期間の起算日とする。補正に要する期間は標準処理期間に算入しない。
制定年月日	令和 8 年 10 月 1 日（新規制定）

【17】　特定地域型保育事業者の確認の変更

許認可等の名称	特定地域型保育事業者の確認の変更
法令名・根拠条項	支援法第 44 条
審査基準	1　尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例（平成 26 年 10 月 7 日条例第 36 号） 2　尼崎市家庭的保育事業等設置認可等要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行） 3　尼崎市行政手続条例（平成 8 年 2 月 28 日条例第 1 号）第 5 条
標準処理期間	30 日（尼崎市行政手続条例第 6 条の規定に基づき設定する。）
備考	申請がその事務所に到達した日から起算し、補正等が完了し当該申請を受理した日をもって処理期間の起算日とする。補正に要する期間は標準処理期間に算入しない。
制定年月日	令和 8 年 10 月 1 日（新規制定）

【18】　特定乳児等通園支援事業者の確認

許認可等の名称	特定乳児等通園支援事業者の確認
法令名・根拠条項	支援法第 54 条の 2 第 1 項
審査基準	1　尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例（平成 26 年 10 月 7 日条例第 36 号） 2　尼崎市乳児等通園支援事業設置認可等要綱（令和 7 年 8 月 14 日施行） 3　尼崎市行政手続条例（平成 8 年 2 月 28 日条例第 1 号）第 5 条
標準処理期間	30 日（尼崎市行政手続条例第 6 条の規定に基づき設定する。）
備考	申請がその事務所に到達した日から起算し、補正等が完了し当該申請を受理した日をもって処理期間の起算日とする。補正に要する期間は標準処理期間に算入しない。
制定年月日	令和 8 年 10 月 1 日（新規制定）

【19】　特定乳児等通園支援事業者の確認の変更

許認可等の名称	特定乳児等通園支援事業者の確認の変更
法令名・根拠条項	支援法第54条の3の規定により準用する同法第44条
審査基準	1　尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例（平成26年10月7日条例第36号） 2　尼崎市乳児等通園支援事業設置認可等要綱（令和7年8月14日施行） 3　尼崎市行政手続条例（平成8年2月28日条例第1号）第5条
標準処理期間	30日（尼崎市行政手続条例第6条の規定に基づき設定する。）
備考	申請がその事務所に到達した日から起算し、補正等が完了し当該申請を受理した日をもって処理期間の起算日とする。補正に要する期間は標準処理期間に算入しない。
制定年月日	令和8年10月1日（新規制定）

【20】　特定子ども・子育て支援施設等の確認

許認可等の名称	特定子ども・子育て支援施設等の確認
法令名・根拠条項	支援法第58条の2
審査基準	1　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号） 2　尼崎市行政手続条例（平成8年2月28日条例第1号）第5条
標準処理期間	30日（尼崎市行政手続条例第6条の規定に基づき設定する。）
備考	申請がその事務所に到達した日から起算し、補正等が完了し当該申請を受理した日をもって処理期間の起算日とする。補正に要する期間は標準処理期間に算入しない。
制定年月日	令和8年10月1日（新規制定）

附記

1　制定の経緯

本書は、児童福祉施設等に係る許認可等について、尼崎市行政手続条例第5条及び第6条の規定に基づき、審査基準及び標準処理期間を新たに定めるものである。その際、廃止と休止とはその法的性質及び手続上の要件を異にすることに鑑み、両者を区分した上でそれぞれについて審査基準及び標準処理期間を定める。

2　根拠条例（尼崎市行政手続条例）関係条文

（審査基準）
第5条　市長等は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

（標準処理期間）
第6条　市長等は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これを公にしておかなければならない。

3　留意事項

(1)　本書に定める標準処理期間は、尼崎市が行政運営上の目安として定めるものであり、個別の事案における処理期間を保証するものではない。
(2)　廃止及び休止の要件の詳細については、別途定める設置認可等要綱によるものとする。
(3)　本書における法令の略称は、次のとおりとする。「法」＝児童福祉法（昭和22年法律第164号）、「こ園法」＝就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、「支援法」＝子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）。
(4)　法令の改正その他の事情により、本書の内容は将来変更されることがある。

問合せ先
尼崎市こども青少年局保育管理課

令和8年10月1日制定